

論 説

20 世紀初頭のイギリスにおける連結会計論とその特徴

金 森 絵 里

目 次

1. はじめに
2. 20 世紀初頭における連結会計論
3. 子会社投資勘定の分析
4. 子会社投資の評価と子会社損失計上の原則
5. 秘密積立金の容認と利益過大表示への反発
6. イギリス連結会計論の特徴
7. おわりに

1. はじめに

周知のとおり、連結会計は 19 世紀末から 20 世紀初頭における特殊アメリカ的要因のなかで生成・発展したとされ、「要するに、連結財務諸表はアメリカの財務報告制度に特有のものなのである」¹⁾ という見解が一般的である。アメリカにおいては、1893 年の恐慌を機に巨大鉄道会社において今日的形態²⁾ の連結会計がおこなわれ³⁾、1933 年証券法および 1934 年証券取引法において連結会計が法制化される⁴⁾ など、実務および法制度の両面において他国と比較して早い時期に連結会計が導入された。そしてその過程も豊富な研究によってほぼ解明されているといつてよい。

これに対して、現在、連結会計基準が国際的に統一化されようとしているにもかかわらず、アメリカ以外の国における連結会計の展開については、いまだ完全に解明されているとはい

1) Moonitz [1951], p.10, 片野訳, 26 ページ。

2) ここで「今日的形態」とは、連結貸借対照表において親会社投資勘定と子会社資本勘定を相殺消去した形態を指す。親会社と子会社の貸借対照表を単純に合算した「萌芽的形態」はすでに 1881 年 5 月 31 日のシカゴ・アンド・ノースウェスタン鉄道第 22 期報告書などに実例が確認されている(小栗 [1983], 188-198 ページ)。

3) 連結財務諸表の起源については、1892 年 12 月 31 日のナショナル鉛会社 (National Lead Co.) が最初の連結財務諸表を報告したとするチャイルズの見解が通説とされてきたが、その後の調査結果ではこの誤りが指摘されている(會田 [1978], 49 ページ)。また、1886 年にアメリカ綿実油トラスト (American Cotton Oil Trust) が最初の連結財務諸表を作成したとするメイの見解も事実検証はなされていないとされる(小栗 [1983], 186 ページ)。

4) 具体的な基準は 1940 年のレギュレーション S-X において設定された。

がたい。たとえば、当時「アメリカ会計に先立つものの多くはイギリスの慣行にみられる」⁵⁾とされていたイギリスについていくつかの研究がおこなわれているが、いまだ未解決な問題を残している。それは、「グループ・アカウンツ⁶⁾に対する明らかな必要性はアメリカとほぼ同時期にイギリスにおいても生じた」⁷⁾ものの、「なぜ連結財務諸表の公表がイギリスにおいて確立された慣行になるまでにそれほどまでに時間がかかったのか？」⁸⁾という問いに対して首尾一貫した説明がおこなわれていないことである。これまでの研究⁹⁾では「グリーン委員会において連結会計報告に関連する無数の実務的困難性が強調された」¹⁰⁾ことが大きな原因だとされるが、では「なぜ〔…〕、1925年にそれほどまでの反対に遭ったのか？」¹¹⁾という問いに対しては明らかな回答は得られていない¹²⁾。

本稿では、1925年以前、とりわけ20世紀初頭のイギリスにおける連結会計論とその特徴を明らかにすることを目的としている。このことによって、アメリカとは異なるイギリス独自の連結会計の展開における初期条件の一端が明らかになると思われるからである。本稿での考察によって、各国における連結会計の経路依存性(path dependency)の解明に少しでも貢献することができれば幸いである。

2. 20世紀初頭における連結会計論

20世紀初頭において、「ディキンソン、ディクシー、ライブランド、そしてモンゴメリーが

5) Walker [1978], p.120.

6) グループ・アカウンツは「〔親子会社の〕連結財務諸表のほかに、複数の種類の〔……〕財務諸表、殊に、子会社のみからなる連結財務諸表なども許容され、その作成方法に選択の余地が残されている点に特徴がある」(西山 [1989], 5-6 ページ)とされるように、連結財務諸表より広い概念である。したがって、イギリスで展開されたようなグループ・アカウンツもしくは持株会社の財務諸表を対象とした理論は、本来ならば「グループ・アカウンツ論」もしくは「持株会社会計論」と呼ばれるはずであるが、本稿では、これらの名称が一般的でないことから、便宜上「連結会計論」で統一する。

7) Edwards & Webb [1984], p.41.

8) Kitchen [1972], pp.134-135. イギリスにおける初めての連結貸借対照表が公表されたのは1910年とされ(Edwards & Webb [1984], p.38), 連結会計が法制化されたのは1948年であった。アメリカとのあいだに、およそ15年のタイム・ラグが確認される。

9) たとえば, Kitchen [1972], Parker [1977], Walker [1978], Edwards & Webb [1984] など。

10) Edwards & Webb [1984], p.47.

11) Kitchen [1972], pp.135.

12) 考えられる回答として、これまでの研究では、イギリスではアメリカよりも企業結合運動が盛んでなく持株会社もそれほど発達しなかったこと、イギリスではアメリカに比べて経営者の自由に任せる風潮があったこと、イギリス会計人は自分たちより未熟だったはずのアメリカ人から習うのを嫌がったこと、法人格にもとづく財務諸表が法的に求められていたこと、イギリス会計人は伝統から逸脱したがるらないこと、債権者は個別企業を対象に契約していることなどが列挙されるにとどまっている(Edwards & Webb [1984], pp.41-47)。

持株会社による連結財務諸表の作成に強く賛成した¹³⁾とされている。ディキンソン (Arthur Lowes Dickinson) は 1904 年 9 月にセント・ルイスで開催された国際会計士会議 (International Congress of Accountants) で報告を、その半年後の 1905 年 3 月 8 日にニューヨーク大学で講演をそれぞれおこない、1906 年には持株会社の財務諸表をテーマにした論文を発表した。ディクシー (Lawrence R. Dicksee) は 1909 年にアメリカ版『監査論』第 2 版を出版する際に、ディキンソンの 1904 年報告のうち連結会計に関する部分を全文引用したうえでみずからの理論を展開した¹⁴⁾。ライブランド (William M. Lybrand) は 1908 年から 1909 年にかけて連結会計に関する論文を 3 部に分けて発表している¹⁵⁾。本節では、連結財務諸表という「この報告形式の最初の主要な提唱者」¹⁶⁾とされるディキンソンの理論を中心に初期連結会計論の主張を確認したい。

まずディキンソンは 1904 年報告で、持株会社グループ全体の損益を表示する必要性を以下のように述べた。「近年、完全な事業買収ではなく株式の支配によって多くの企業を結合する実務が好まれるようになって〔……〕きている。そのような状況下では、配当がそれにもとづいて宣言されるかどうかにかかわらず、1 つの会計でグループ全体の損益をあらわさない報告書は適切だといえないようになっている。もしこの原則が主張されなければ、子会社に配当を払わせたり払わせなかったりすることによって事実ではなく持株会社の望むままにその利益を調節すること、さらには利益の出ている子会社に多額の配当を宣言させグループ内の他の会社に生じた損失には補填を全くおこなわないことによってグループ全体の利益をいちじるしく過大評価することは、持株会社の取締役の意のままである」¹⁷⁾。

次に 1905 年講演のなかでディキンソンは、連結会計の必要性として新たに以下の点を指摘した。「このように企業 A は類似事業をおこなっている企業 B の全株式を所有するかもしれない。A の株主はこの事実を知っているかもしれないが、B の本当の状態を確信する手段は何もない。B を支配している A はすべての儲からない仕事を B に押し付け、その結果自分の財務諸表には巨額の利益を計上し、B の財務諸表にはそれに応じて巨額の損失を計上するかもしれない。企業 A は、貸借対照表で、投資を原価で計上し、『資産の原価』^{コスト・オブ・プロパティズ}という一般的項目のなかにおそらくすべての他の資本的資産と一緒にたにしてしまうであろう。企業 B は企業 A から

13) Edwards & Webb [1984], p.35.

14) イギリス版『監査論』においてこれが掲載されるようになったのは 1924 年に出版された第 13 版からである。

15) モンゴメリーは、1905 年ディクシーの『監査論』をアメリカで出版したが、独自の著書『監査：理論と実務』(Auditing: Theory and Practice) を出版したのは 1912 年であり、20 世紀初頭のイギリス連結会計論という本稿の考察範囲には含めにくいと思われる。

16) Walker [1978], p.121.

17) Dickinson [1904], pp.189-190.

貸付金を得るかも知れず、それはその流動資産を大きく上回り、建設工事に費やすか事業で失うかもしれないのに、企業 A は貸借対照表でこれらの同じ貸付金を必要なときに回収できる流動資産として計上する。これが想像上の状況でないということは、12 年前の鉄道関係¹⁸⁾の多くが上述とよく似た活動状態から生じたことを指摘するだけで十分であろう¹⁹⁾。同様の問題意識は、1906 年論文のなかでも触れられている²⁰⁾。

一般に、「実際に子会社機構を利用して親会社の利益操作をするに当っては、〔……〕子会社の利益計算に直接影響する方策と子会社の配当操作という子会社の利益計算には影響しない方策とが併用される」²¹⁾ が、ディキンソンの 1904 年報告では後者の方策を、1905 年公演では前者の方策を、それぞれ防止する必要性が主張されたといつてよいであろう。これを踏まえてディキンソンは、後述するように、後者の方策を予防する会計方法として 1904 年には持分法を支持したものの、1905 年には連結会計を支持し、前者の方策を予防する会計方法として会社間取引の相殺消去を主張した²²⁾。

最終的に、両者の方策を予防する会計方法として、ディキンソンは、「各社の貸借対照表を集めただけでは、すべてを 1 つに合算して会社間持分を控除しないがぎり、全体の真実の財政状態を示すことはできない」²³⁾ として会社間取引を相殺消去した連結会計の支持を明記している。またライブランドも、連結貸借対照表と連結損益計算書を個別財務諸表に代わるものとして主

18) ディキンソンが言及している「12 年前の鉄道関係」とは、1893 年の恐慌によってアメリカ鉄道史上かつてない規模で鉄道会社の倒産が引き起こされたことを示していると思われる。この倒産の結果、アメリカの巨大鉄道会社は「再建と金融集団の介入を契機に〔……〕連結会計を導入していった〔小栗 [1983], 195 ページ〕といわれている。連結財務諸表がいつ初めて公表されたかについては議論の分かれるところである(脚注 3) 参照) が、少なくともディキンソンの上述の記述は、連結貸借対照表の発展について考察するときアメリカの巨大鉄道会社のことを除外しては考えられないことを裏づけているといえるだろう。

19) Dickinson [1905], p.409.

20) そこでは、子会社に対する貸付金の資産性が問題視されることに加えて、「持株会社の個別貸借対照表では、持株会社資産の保持のために子会社が外部に負ったかもしれない多額の負債は公開されない」(Dickinson [1906], p.489) という問題も指摘されている。

21) 高寺 [1971], 19-20 ページ。

22) 1905 年講演においてディキンソンは以下のように会社間取引による債権債務や利益損失および投資資本勘定の相殺消去を強調している。すなわち、「あるグループ企業が別のグループ企業に負っている債務；ある会社が他の会社に所有している株式；ある会社の他の会社からの収益はすべて控除される」、「言い換えれば、すべての組織は同じ所有の下にある一連のそれぞれの工場にすぎないものとみなされ、1 つの小さな工場を所有する企業に適用される会計原則と同じものが多数の子会社の全部株式を所有する〔……〕ような巨大企業にも適用されるのである」(Dickinson [1905], p.410) としている。なお、会社間取引のうち、会社間の商品売買等によって生じた会社間損益を消去する方法として、「直接控除方式」と「間接控除方式」があるが、会社間損益の「二重性」を表現する点において「間接控除方式」のほうが理論的に望ましいとされる(小野 [1996], 69-70 ページ)。

23) Dickinson [1905], p.410.

張している²⁴⁾。

ディキンソンやライブランドといったアメリカで活躍した会計士が、連結会計を持株会社の唯一の財務諸表であると主張した背景には、特殊アメリカ的な要因が深く関係していると思われる。アメリカにおいては、「各州は、様々なタイプの企業を州内企業(domestic corporation)の支配下に保とうとした」²⁵⁾ ために、州ごとに異なる会社法が制定されていた。そして、「州際的な営業の必要性とそれを妨げる州ごとの異なる会社法との間の矛盾を解決したのが、持株会社形態であった」²⁶⁾。さらに、アメリカでは第一次企業結合運動において禁止されたトラストの代替手段として持株会社形態が利用された²⁷⁾ こともあり、当時のアメリカにおける持株会社は、「企業合併を行っていれば成立したであろう企業を具現化している - 極言すると、合併企業それ自体であるともいいうる」²⁸⁾ 性格を持っていた。このことは、「初期持株会社のほとんどは、子会社の発行済株式の100%(もしくは100%に近い)所有者であった」²⁹⁾ ことから裏づけられる。さらに、1903年には、判決においてさえ、法人格の異なる持株会社と子会社の一体性という経済的側面を強調しているものもあった³⁰⁾。そしてこのような状況下でアメリカにおいて連結会計は着実に実務に浸透していたと考えられ、そのためディキンソンやライブランドは連結会計を唯一の会計方法として容認したと考えられる。アメリカの会計士がこれを容認したことは、連結会計の実務が特殊アメリカ的な要因のなかで生成したことを考えればきわめて自然なことだといわざるをえない。

3. 子会社投資勘定の分析

前節で触れたように、ディキンソンは1904年報告でいったんは持分法を支持しながらも、1905年講演および1906年論文で連結会計を主張した。またディキンソンの1905年および1906年の問題意識が前述のとおり企業の「流動性」(liquidity)にかかわるものだったことから、「持分法が広く使われたとしても、ディキンソンは、個別貸借対照表は企業の流動性に関して誤導的な印象を与えるという理由で、連結報告を支持しただろう」³¹⁾ という見解も広まっている。しかし、ディキンソンの連結会計論を詳細にたどると、以下にみるように、持分法の基礎とな

24) たとえば Lybrand [1908], p.40 および Lybrand [1909], p.229 など。

25) Bonbright & Means [1932], p.33.

26) 小栗 [1983], 202 ページ。

27) Walker [1978], pp.121-125.

28) 高須 [1996], 11 ページ。

29) Walker [1978], p.270.

30) Moonitz [1951], p.5, 片野訳, 14 ページ。

31) Walker [1978], p.152. 周知のとおり、持分法では、持株会社の指示によって子会社が外部から負った債務などは開示されない。

る子会社投資勘定の分析が一貫しておこなわれていること、および、その理論からはかならずしも連結会計が必然的に導き出されないことが明らかになる。また、ディキンソンが子会社投資勘定に注目したのは、ディキンソンの「イギリス人という経歴」³²⁾が影響しているように思われる。

まず、ディキンソンの会計理論は「貸借対照表の差額という利益概念」³³⁾にもとづいたものであった。すなわちディキンソンによれば、利益は以下のように説明されている。「もし期首と期末の貸借対照表が理論的にかつ実務的に正確で、これらの時点における真実の財政状態を示しているならば、期中の利益分配を控除した後の、剰余金の増加もしくは減少がその期間における真実の利益もしくは損失である」³⁴⁾。そして、ディキンソンは1904年報告において、貸借対照表における子会社投資勘定に注目し、これを調整することによって「グループ全体の損益」を表示する方法、すなわち今日でいう持分法³⁵⁾という投資評価方法を推奨している。持分法は、「投資企業が、株式取得時に投資先企業の株式に対する投資を取得原価で記録し、取得日以降の投資先企業の損益のうち投資企業持分を認識して、その投資帳簿価額を調整する」³⁶⁾投資評価方法である。この方法によれば、持株会社の損益計算に子会社損益の持株会社持分が加算されるため、結果的に持株会社と子会社を含めた持株会社グループ全体の損益額と同じ金額が持株会社の当期損益として計上されることになる。このことによって、子会社の配当政策を支配することによって持株会社の望む利益金額を計上するという方策は、連結会計を採用する場合と同様に防止される。

ディキンソンは、1904年報告において以下のように持分法を支持している。「会社への投資の価値がある日時においていかなるものであれ、(……)それ以降の日におけるその価値は〔子会社〕損益の金額だけ大きくなっているか小さくなっている」ため、「損益計算書は事業活動によるすべての損益を計上するものであるが資本的資産の再評価による損益は計上しないという一般原則において、最終的には、法的にも会計的にも、持株会社の公表する損益計算書は、積立金(reserve)もしくは投資の資本価値への直接加算または減算によって、子会社の事業によ

32) Walker [1978], p.151.

33) Brundage [1951], p.72.

34) Dickinson [1904], p.176.

35) 持分法(equity method)は、古くは実価法(actual value method)、経済的基準法(economic basis method)など色々な名前前で呼ばれていた。この用語の変遷については、高寺 [1971], 25ページに詳しい。

36) AICPA [1971], par.6. より詳細に確認すれば、投資先企業の損益のうち投資企業持分は、「投資企業の純利益の決定に含まれ、この金額は、会社間損益を消去するための修正、および投資原価と投資日における投資先企業の純資産に対する持分との差額を、必要ある場合には償却するための修正など、連結財務諸表の作成にあたって実施される修正と同様の修正を反映している。投資企業の投資は、投資先企業の資本における投資企業の持分変化も反映するよう調整される。投資の帳簿価格は投資先企業から受け取った配当金だけ減額される。」(AICPA [1971], par.6.)

る損益を計上しないかぎり正しいとはいえないであろう」³⁷⁾。このように、ディキンソンは、持分法による損益が、その投資先子会社の事業成果によるものであり、固定資産である子会社投資勘定の資産の再評価によるものではないと解釈している。換言すれば、支配下にある子会社にとって実現している利益である以上、一体性を有する持株会社においても持分法による損益の計上が容認できるという理論を提供したといつてよいであろう。

さらに1906年論文では、前述のとおり連結会計を主張しているが、その内容は、1904年報告と同様に持株会社の個別財務諸表における子会社投資勘定の評価という問題にたちかえっている。すなわち、持株会社の会計問題が生じるような状況下では、「持株会社の帳簿において子会社株式を取得原価で維持することは不適切である〔……〕なぜなら、取締役は子会社の事業成果に正確に従うようにこれらの価値を調整する十分な手段を持っているからである」³⁸⁾と述べているのである。そして、ディキンソンは、取得日以降に発生した子会社の利益剰余金を持株会社の利益として計上する論理を以下のように提供している³⁹⁾。すなわち、持株会社の帳簿における子会社株式勘定の残高は、子会社純資産の簿価とのれんの見積額から成っているが、子会社純資産を子会社資産・負債におきかえたとき貸方にあらわれる取得日以降の子会社利益剰余金は持株会社の「真実の剰余金」に含まれるとするものである⁴⁰⁾。換言すれば、子会社投資勘定の分析をつうじて、「企業結合会計における将来利益の資本化現象」⁴¹⁾にひきつづく、結合企業の利益を合算する論理が提供されていると考えられるのである。

このように、ディキンソンは、その主張はともかく、理論の内容としては子会社投資勘定の評価に重点をおいているといえることができる。同じイギリス人であるディクシーは、次節でみるように、ディキンソンの持分法を継承して議論を展開しており、2人のイギリス人のあいだに子会社投資勘定の評価は共通に意識されていたようである。このことは、イギリスにおいて「持株会社が広まるにしたがって、〔連結会計に関する文献ではなく〕会社間株式所有の処理に関する会計問題に関する文献が拡大した」⁴²⁾ ことによって説明されるであろう。また、「イギリス会計人は、アメリカ会計人に比べて、〔連結財務諸表を作成するよりも〕持株会社の財務諸

37) Dickinson [1904], p.190.

38) Dickinson [1906], p.489.

39) Dickinson [1906], p.490.

40) より詳細にたどれば、ディキンソンによれば、持株会社の帳簿における子会社株式の取得原価と子会社純資産との差額は、(1)借方で、子会社資本株式に対して持株会社が支払った超過額、(2)貸方で、取得日以前に発生した子会社の利益剰余金、(3)貸方で、取得日以降に発生した子会社の利益剰余金から成る。そして(1)は、(a)持株会社によって取得された日における剰余金、(b)取得日における子会社ののれん見積額に対して支払った金額をあらわす。したがって、(2)は(1)に明らかに含まれるので、(1)から控除される。

41) 高寺 [2000], 2 ページ。なお、連結会計は、企業結合会計として会社合併会計と同形性を有している(高寺 [2000], 2 ページ)。

42) Walker [1978], p.25.

表を調整したり修正したりすることに傾いていた」⁴³⁾ ことのあらわれであるともいえるだろう⁴⁴⁾。

4. 子会社投資の評価と子会社損失計上の原則

1890年代、イギリスの会計士は資産評価に関するシステムティックな考えを発展させようとしており、資産評価の一般的なフレームワークを構築し広く影響を及ぼしたのが「先導的会計研究者のひとり」⁴⁵⁾ デイクシーであったとされる。デイクシーは、資産を固定資産と流動資産の2つに分け、それぞれに異なった資産評価原則を確立したとされる⁴⁶⁾。しかし、子会社投資が他の株式投資と区別されなかったことや、流動資産と固定資産を区分する基準そのものがデイクシーの『監査論』のなかで変化したことなどにより、子会社投資をどう評価するについての確立した慣行は容易には出現しなかった⁴⁷⁾。

1909年、デイクシーは、「『持株』会社として一般に知られる会社の財務諸表を作成する適切な方法が、最近非常に注目を集めるようになった」⁴⁸⁾ として持株会社の財務諸表に関する議論の必要性をアメリカ版『監査論』に明記するにいたった。ここでまず注目できるのは、デイクシーがディキンソンの1904年報告を本文中に引用していることである。ディキンソンの1904年報告は同じ年の11月にイギリス会計雑誌に掲載された⁴⁹⁾ が、1905年講演は7ヵ月後の10月に、1906年論文は翌月に、やはりイギリスの会計雑誌に掲載されている⁵⁰⁾。このことより、少なくともディキンソンの連結会計論に関するかぎり、1904年報告、1905年講演および1906年論文の3つはデイクシーにとって既知の存在であったことは間違いないであろう。そのなかで1906年論文は持株会社の会計問題に焦点を絞っているだけでなく、当時においてはディキンソンの最新の研究成果として注目されていたはずである。それにもかかわらずデイクシーは、1906年論文ではなく、1904年報告を選択したのである。この点についてデイクシーは引用する際に何も述べていないが、おそらくディキンソンの1904年報告がもっとも明確にデイクシーの主張と同じ持分法を支持していたからではないだろうか。

43) Peloubet [1955], p.31.

44) これらのことより、持株会社の出現に対する「会計的革新」(Edwards [1991], p.129)とは、アメリカでは主に連結会計を指すが、当時のイギリスにおいては連結会計のみならず持分法その他の会計方法を含めたグループ・アカウンティングもしくは持株会社会計を指す。

45) Yamey [1950], p.74.

46) Walker [1978], p.19.

47) Walker [1978], p.14, および p.45.

48) Dicksee [1909], p.289.

49) Arthur Lowes Dickinson, "The Profits of a Company," *The Incorporated Accountants' Journal*, November 1904, pp.34-40.

50) Dickinson[1905] および Arthur Lowes Dickinson, "Notes on Some Problems Relating to the Accounts of Holding Companies," *The Accountant*, May 19, 1906, pp. 647-649.

ディクシーによれば、以下のように持分法が支持されている。「子会社利益が持株会社の帳簿に計上されるとすれば、当然ながら、子会社投資をあらわすようななんらかの資産勘定をそれにしたがって増加させるか、もしくは『子会社利益』という勘定に借方記入するかして、持株会社の当期損益計算書に貸方記入するべきである。同様に、損失が生じたときは、投資勘定(もしくは当該資産の原価をあらわすなんらかの勘定)もしくは『子会社利益』勘定をそれにしたがって減少させ、持株会社の当期損益計算書に借方記入すべきである」⁵¹⁾。

ディクシーが持分法を主張しているなかできわめて特徴的だと思われるのは、以下のような原則を繰り返し主張していることである。すなわち、ディクシーが持株会社の会計について最も強く主張していると思われるのは、「利益は持分割合のみを計上するが、〔……〕損失は持分割合のみならず、全額を計上するべきである」⁵²⁾ という原則である。ディクシーによれば、この理由は以下のように説明される。「もし子会社が、たいていは持株会社の運営するグループのなかで重要もしくは必要な一部であるならば、ほとんど不可避免的に、親会社は生じた損失を十分カバーする立替金(cash advance)を計上せざるを得ない。〔……〕明らかに、財務が不満足であるか営業が常に不振である会社に対する無保証の債権は、慎重な検証によって優良であると事実として確認されないかぎり、優良であるとみなされない〔からである〕」⁵³⁾。一方、子会社利益に関しては、「持株会社が利益の持株割合を獲得する唯一の合法的手段は配当を通じるものであるから、当然のことながら、どんなに少数でも、少数株主は、決して損失の負担を期待されることはないが、彼らの分け前を受け取るのである」⁵⁴⁾ とされるのである。このような、子会社利益については持分を吸い上げてよいが、子会社損失については全額を持株会社が負担するべきであるという原則は、後述するように、イギリス連結会計論の特徴と深い関わりがあると考えられる。

5. 秘密積立金の容認と利益過大表示への反発

ヤーメイによれば、イギリスにおいて「秘密積立金を創造することと、その後の期間において記録される利益を増大させるためにそれを利用することは、19世紀後半とその後数十年における企業会計の重要な特徴であった」⁵⁵⁾。もちろん、「実際は、資産と利益がおそらく異なった時期や異なった場所において過小にも過大にも計上された」⁵⁶⁾ ことも事実であろう。しかしな

51) Dicksee [1909], p.293.

52) Dicksee [1909], p.292.

53) Dicksee [1909], p.293.

54) Dicksee [1909], p.294.

55) Yamey [1962], p.42.

56) Edwards [1989], p.109.

から、当時のイギリスにおいては、「ビジネスマンと投資家の間で、利益金額は配当支払いの上限をなすと考える傾向が増加していた」⁵⁷⁾ ために、「秘密(内部)積立金の創造あるいは設定は、通常の会計保守主義における用心のためという性質をはるかに超えていた」⁵⁸⁾ とされる。また、企業の破産や詐欺事件の処理に当時の会計人がかかわっていたこと、債権者や長期投資家が財務諸表の主要な利用者だとみなされていた⁵⁹⁾ こと、価格水準が下落していたことなども、イギリス会計界に保守的な風潮が広まっていた理由として挙げられている⁶⁰⁾。いずれの理由が決定的であったのかを確定することは本稿の域を超えているが、少なくとも「保守的な、時には超保守的な会計実務」⁶¹⁾ がおこなわれていたことは、当時の特徴として認められているといつてよいであろう。

そしてこのような通常の保守主義の範囲を超える会計実務に関して、会計士も「誠実に振舞うならば、経営者は、一定限度内で、株主の情報のために作成された財務諸表のなかで株主に何を示すかを決定するべきだということは自明のこと」⁶²⁾ と容認したとされる。すなわち、「保守的な評価手続きを利用することは、ディクシーやガーク＝フェルズといった影響力ある当時の権威によって支持されていた」⁶³⁾ のである。たとえば、ディクシーは「不誠実であるという疑いがないかぎり、合理的な限度内で、この問題は監査人ではなく取締役に課された問題であると考えられている」⁶⁴⁾ と述べている。ディキンソンによれば「利益の過小表示という[……]事例については、これまでのところ、きわめて重要であるが、ほとんど注意を払われていない」⁶⁵⁾ 状況だったのである。

しかし「故意におこなわれる利益の過大表示は不適切であるという一般的な意見の一致がある」⁶⁶⁾ とされるように、会計士は利益の過大表示に関しては、これを容認できるものではないとして共通した意見を持っていたようである。すなわち、当時の会計士は、利益の過小表示に

57) Kitchen [1972], p.121.

58) Yamey [1962], p.42.

59) イギリスでは、「パートナーシップ形態の家族企業が利潤の内部蓄積とその再投資とによって、徐々にその経営を拡大し」(中川〔1986〕, 241 ページ)たが、そこでの資本は少なからず為替手形の割引という信用によっても調達されており、この割引を主要業務とする地域密着型個人銀行の同時成長を促したとされる(中川〔1986〕, 236-267 ページ)。また、イギリスでは産業企業が株式会社の形をとった場合にも、資金は常に限られた地域的範囲のきわめてパーソナルな関係を通じて集められていた(中川〔1986〕, 253 ページ)。

60) Edwards [1989], p.110.

61) Edwards [1989], p.110.

62) Yamey [1962], p.43.

63) Edwards [1989], p.110.

64) Dicksee [1909], p.247.

65) Dickinson [1904], p.38.

66) Dickinson [1904], p.38.

対しては寛大である一方で、利益の過大表示に対しては厳しい姿勢をとっていたと考えることができる。これを持株会社の会計問題に関連させて敷衍すると、子会社を通じて持株会社の利益を過小表示することについては容認するが、子会社を利用して持株会社の利益を過大表示することは容認できないということになる。前節でみたディクシーの原則は、まさにこの点を主張しているということができると思われる。

6. イギリス連結会計論の特徴

当時のイギリス持株会社会計論の特徴は、ディクシーの原則にみられるように、子会社に損失が出ている場合にこれを全額持株会社によって表示することが最優先課題であったことだと考えられる。実際ディクシーも、持株会社の財務諸表に関する議論が必要である理由として「いくつかの企業において、すべての利益をみずからの稼得利益に含むのに、子会社の損失を吸い上げることを排除することが、問題となっている企業の純利益に関して間違った意見を引き起こすと信じられている」⁶⁷⁾と述べている。そして子会社利益に関しては、「子会社利益の持分割合のみを吸い上げるのは極めて正しい」⁶⁸⁾とも「持株会社が利益の持分割合を保証するのは配当をとおすという法的方法によってのみである」⁶⁹⁾とも述べており、いわば子会社投資勘定を持分法評価することも原価法評価することもどちらも容認しているとみられる。これに対し、子会社損失に関しては「子会社の事業から生じた損失全額は持株会社が負担するという原則」⁷⁰⁾を繰り返しているのである。

また、ディクシーが子会社損失の負担を繰り返し主張した背景には、単に利益の過大表示に対する反発が広まっていただけでなく、実際に子会社損失によって倒産した持株会社グループが当時話題になっていたことも看過できない。実務界では、「(1886年に設立された)ノーベル・ダイナマイト・トラスト社(Nobel Dynamite Trust Co.)や(1897年に設立された)イングリッシュ・ソーイング・コットン社(English Sewing Cotton Company)といった有名な例⁷¹⁾を含め、1907年にはいくつかのイギリス企業が持株会社として組織されていた」⁷²⁾。そして、当時のイギリスなど「ヨーロッパでは、持株会社はアメリカにおけるほど重要な意義を持たなかった」⁷³⁾とされるものの、いくつかの持株会社グループの倒産は、イギリス経済界に大きな影

67) Dicksee [1909], p.289.

68) Dicksee [1909], p.292.

69) Dicksee [1909], p.294.

70) Dicksee [1909], pp.293-294.

71) その他の例は、Chandler, Jr. [1990] に詳しい(Chandler, Jr. [1990], pp.286-291, 安部他訳 241-245 ページなど)。

72) Walker [1978], p.20.

73) Liefmann [1932], p.410.

響を及ぼしたようである。たとえば「1892 年にはリベレーター・パーマネント・ベネフィット・ビルディング・ソサイエティ（Liberator Permanent Benefit Building Society）とその他のバルフォア・グループ（Balfour group）の会社が 2 つの子会社によって遂行された投機的な冒険事業から生じた莫大な損失の発覚によって倒産した」⁷⁴⁾。また「ウィッタカー・ライト（Whitaker Wright）グループのロンドン・アンド・グローブ金融会社（London and Globe Finance Corporation）とその他の会社が 1901 年に倒産し、ここでも株主は子会社損失を後から知らされた」⁷⁵⁾。そして、これらの倒産を受けて遅くとも 1901 年には会計雑誌などにおいて持株会社による誤導的利益の報告が警告されていた⁷⁶⁾。

ここに、アメリカとは異なるイギリス独自の連結会計論の初期条件があると思われる。すなわち、アメリカにおいては「結合体の法律的形態にはとりたててこだわることなくただその経済的単一性だけを示す財務諸表をどのように工夫したらよいか」⁷⁷⁾ということに焦点が当てられていた。これに対してイギリスにおいては、あくまでも「事実上、〔子会社〕事業における損失が持株会社によって立替金をつうじてまかなわれているならば、そのような損失は全額〔親会社が〕負担しなければならない」⁷⁸⁾という点が強調されたのである。このことは、アメリカと同様にイギリスでも「ほとんどどんな産業でも 1880 年代にグループ化をおこなった」⁷⁹⁾とされるにもかかわらず、20 世紀初頭のイギリスとアメリカにおいて、持株会社の会計問題に対する意識が異なっていたことをあらわす。換言すれば、両国において連結会計に求める役割が異なっていたといえるのである。

7. おわりに

本稿では、1925 年以前、とりわけ 20 世紀初頭のイギリスにおける連結会計論とその特徴を明らかにすることを目的とした。そして、イギリス会計人であるディキンソンとディクシーの理論がともに子会社投資勘定の分析にあったことを確認した。そして、そのような理論が生み出された土壌には当時の利益過大表示に対する反発があり、そのことが、子会社に損失が生じている場合にこれを表示する必要性に焦点を当てるというイギリス連結会計論の特徴を形成し

74) Walker [1978], p.20.

75) Walker [1978], p.20, および p.35.

76) たとえば、1901 年 6 月 8 日付けのザ・アカウンタント誌において、「いくつかの事例において、親会社のすべての利益が子会社から引き出されるようなことが起こり、それらの場合には親会社財務諸表の監査は、多数の子会社の財務諸表も適正だという保証を含まないかぎり、きわめて役に立たないものである」などとされている（Walker [1978], p.43）。

77) Moonitz [1951], p.3, 片野訳, 10 ページ。

78) Dicksee [1909], p.294.

79) Chandler, Jr. [1990], p.287, 安部他訳, 241 ページ。

たと思われるのである。この点において、持株会社グループの経済的単一性を表示する必要性に焦点を絞っていたアメリカとは異なる初期条件をイギリスは有していたと考えられる。

これらのことによって、20 世紀初頭にイギリスにおいてアメリカと同様に持株会社の財務諸表に関する議論の必要性があり、かつイギリス会計人がアメリカにおける連結会計の実務状況を知っていたとする十分な証拠があるにもかかわらず、連結会計が普及しなかった最も初期の理由が説明されると思われる。すなわち、イギリスにおいては、持株会社の財務諸表を議論する目的は、経済的単一性を示すことではなく、子会社の損失を明らかにすることにあった。その結果、子会社損失を子会社投資勘定に反映させる会計方法とその理論的基礎が提供されたのである。

もちろん、この 20 世紀初頭の状況は、本稿のはじめに言及した「なぜ 1925 年にそれほどまでの反対に遭ったのか？」という問いに対して直接的な回答を与えるものではない。本稿で考察した 1900 年代の議論がどのように 1920 年代に関連していったのかに関する詳細な検討は今後の課題としたい。

参考文献

- AICPA [1971], *APB Opinion No.18: The Equity Method of Accounting for Investments in Common Stock*, American Institute of Certified Public Accountants.
- Bedford, Norton M. [1966], "The International Flow of Accounting Thought," *International Journal of Accounting*, Vol.1, No.2, pp.1-7.
- Bonbright, James C. and Gardiner C. Means, *The Holding Company: Its Public Significance and Its Regulation*, McGraw Hill Book Company, Inc.
- Brundage, Percival F. [1951], "Milestones on the Path of Accounting," *Harvard Business Review*, Vol.29, No.4, pp.71-81.
- Chandler, Jr., Alfred D. [1990], *Scale and Scope: The Dynamics of Industrial Capitalism*, The Belknap Press of Harvard University Press, 安部悦生他訳『スケール・アンド・スコープ 経営力発展の国際比較』有斐閣, 1993 年。
- Dickinson, Arthur Lowes [1904], "The Profits of a Corporation," in: *Official Record of the Proceedings of the Congress of Accountants Held at the World's Fair, Saint Louis September 26th, 27th and 28th, 1904*, George Wilkinson, pp.171-191.
- [1905], "Some Special Points in Corporation Accounting," *The Accountant*, October 7, pp.402-410.
- [1906], "Note on Some Problems Relating to the Accounts of Holding Companies," *The Journal of Accountancy*, Vol.1, No.6, pp.487-491.
- Dicksee, Lawrence R. [1909], "Balance Sheets of Holding Companies," Lawrence R. Dicksee, *Auditing: A Practical Manual for Auditors*, Thirteenth Edition, Gee & Co. Ltd., 1924.
- Edwards, John Richard [1989], *A History of Financial Accounting*, Routledge.
- [1991], "The Process of Accounting Innovation: The Publication of Consolidated Accounts in Britain in 1910," *The Accounting Historians Journal*, Vol.18, No.2, pp.113-132.
- Edwards, J.R. and K.M. Webb [1984], "The Development of Group Accounting in the United

- Kingdom to 1933," *The Accounting Historians Journal*, Vol.11, No.1, pp.31-62.
- Kitchen, J. [1972], "The Accounts of British Holding Company Group: Development and Attitudes to Disclosure in the Early Years," *Accounting and Business Research*, Spring 1972, pp.114-136.
- Liefmann, Robert [1932], "Holding Companies- Europe," *Encyclopedia of the Social Sciences*, Vol.7, The Macmillan Company, pp.409-411.
- Lybrand, William M. [1908], "The Accounting of Industrial Enterprises," Part 1, *The Journal of Accountancy*, Vol.7, No.1, pp.32-40.
- [1909], "The Accounting of Industrial Enterprises," Part 3, *The Journal of Accountancy*, Vol.7, No.3, pp.224-236.
- Moonitz, Maurice [1951], *The Entity Theory of Consolidated Statements*, The Foundation Press, Inc., 片野一郎監訳・白鳥庄之助訳注 『ムーニッツ連結財務諸表論』 同文館, 1964 年。
- Parker, R.H. [1977], "Explaining National Differences in Consolidated Accounts," *Accounting and Business Research*, No.27, pp.203-207.
- Peloubet, Robert E. [1955], "The Historical Background of Accounting," in: Morton Backer ed., *Handbook of Modern Accounting Theory*, Prentice-Hall, Inc., pp.5-39.
- Walker, R.G. [1978], *Consolidated Statements: A History and Analysis*, Arno Press.
- Yamey, B.S. [1950], "Aspects of the Law Relating to Company Dividends," in: W.T. Baxter, *Studies in Accounting*, Sweet & Maxwell, Limited.
- [1962], "Some Topics in the History of Financial Accounting in England, 1500-1900," in: W.T. Baxter and S. Davidson, *Studies in Accounting Theory*, Sweet & Maxwell Limited.
- 會田義雄 [1978] 「アメリカ連結会計の若干の実態」『産業経理』第 38 卷第 3 号, 48-54 ページ。
- 小栗崇資 [1983] 「アメリカにおける連結会計の生成に関する史的考察」『明治大学大学院紀要』第 21 集第 2 号, 185-208 ページ。
- 小野武美 [1996] 「連結会計と『企業集団内利益』」『経営行動』第 11 卷第 1 号, 65-71 ページ。
- 小堀好夫 [1993] 『英国会計基準の系譜と展開』千倉書房。
- 高須教夫 [1996] 『連結会計論』森山書店。
- 高寺貞男 [1971] 「子会社支配株式の会計と利益操作」『経済論叢』第 107 卷第 4・5・6 号, 18-30 ページ。
- [2000] 「『将来利益の資本化』会計の歴史的省察」『大阪経大論集』第 50 卷第 5 号, 1-15 ページ。
- 中川敬一郎 [1986] 『イギリス経営史』東京大学出版会。
- 西山芳喜 [1989] 「イギリスにおける連結会計規制の展開 連結会計規制の視点を求めて」『金沢法学』第 31 卷第 1 号, 1-22 ページ。
- 山浦久司 [1993] 『英国株式会社社会会計制度論』白桃書房。